

平成25年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月22日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 森 谷 靖
- 3 番 一 森 敬 司
- 4 番 藤 枝 善 則
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 欠 員
- 7 番 池 添 英 明
- 8 番 一 森 康 雄
- 9 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 原 田 幹 夫
- 12 番 新 保 勲

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	原田進
教育長	庄野宏文
会計管理者	杉田茂
総務参事	三居正雄
民生参事	村田茂
産業建設参事	池田忠男
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉田直人
企画財政課長	吉成均
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	古川和之
建設課長	森一美
産業環境課長	井上雅史
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	鈴谷一彦

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第1回定例会会議録

平成25年3月22日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第 1号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第 2号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 3号 松茂町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第4 議案第 4号 板野郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第5 議案第 5号 松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例
- 日程第6 議案第 6号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第 7号 松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第 8号 松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第 9号 松茂町道の構造の技術的基準を定める条例
- 日程第10 議案第10号 松茂町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 日程第11 議案第11号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例
- 日程第12 議案第12号 松茂町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第13 議案第13号 松茂町都市下水路の設置及び管理に関する条例
- 日程第14 議案第14号 松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第17 議案第17号 松茂町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第18 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第19号 平成24年度松茂町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 平成24年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 平成24年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成24年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第23号 平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 平成25年度松茂町一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成25年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成25年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第32 発議第1号 松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第33 委員会の閉会中の継続調査について

平成25年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月22日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、新保議長からごあいさつがございます。

○議長【新保 勲君】　皆さん、こんにちは。卒園式と卒業式が終わって、一段と春めいてまいりました。そして、本日、平成25年第1回定例会のしめくくりの議会を迎えましたが、全員のご出席をいただき、ご同慶の至りであります。

さて、疫病を蔓延させたような3年3カ月、その暗雲が晴れ渡ったように、現政権はダイナミックに躍動しておりますが、今月初め、民主党政権下で議論されてきた地域主権戦略会議なるものを廃止する決定をして、安倍首相が本部長となる地方分権改革推進本部を設置して、中央省庁が法令で地方自治体の業務を束縛してきた義務づけ、枠づけ、そういうものの見直しを図ることを決定しました。このことは、地方分権の声がさらに高まり、国庫支出の一括交付金化が進むと思われれます。そして、地方自治体の自治能力の向上が問われる中、議会人の責任ある議決が求められるようになると、そういう情勢が予想されます。

皆さん方には、なお一層の慎重審議をお願いしてあいさつとします。

○議長【新保 勲君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【新保 勲君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりであります。

まず、日程第1、議案第1号「松茂町課設置条例の一部を改正する条例」から、日程第31、議案第31号「平成25年度松茂町水道特別会計予算」までを一括議題といたします。

それでは、付託してありました議案について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、森谷総務常任委員長から報告を求めます。

森谷委員長。

○総務常任委員長【森谷 靖君】 皆さん、こんにちは。議長のお許しが出ましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号及び議案第19号の議案3件でございました。去る3月18日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第1号、松茂町課設置条例の一部を改正する条例については、議案書の2ページであります。議案参考資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例につきましては、これまで防災関係の事務は総務課内におきまして危機管理対策準備室が行ってまいりましたが、平成25年度より防災の体制強化を図ることを目的に危機管理室を設置することから、課の設置条例を変更するものであります。

この件に関しては、質疑、ご意見はございませんでした。

次に、議案第2号、松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、議案書の3ページであります。議案参考資料の4ページの新旧対照表をご覧ください。

この改正については、平成24年6月27日に国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されました。この法律は、平成25年4月1日から施行されますが、実質的には国有林野事業における国営事業が廃止されたことで国の国営企業形態がすべてなくなることになっております。したがって、今回の改正は語句の整理をするために条例中から国を削除するものであります。

この件に関しても、質疑、ご意見はございませんでした。

次に、議案第19号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）につきましては、議員各位において予算書を精査いただいていることと存じますので、予算の内容は説明を省略させていただき、質疑・答弁の主なものについてご報告いたします。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「津波防災対策検討委託業務はどんな内容でどこの業者に委託しているのか」という質疑があり、「委託内容は、津波の避難場所の地質調査など多岐にわたっていますが、専門

的な技術や知識が必要なものを業者委託しています。委託先は県内の業者です」という答弁がありました。

続いて、「庁舎改築工事実施設計を発注している委託業者には、庁舎設計に際して町の考え方や基本的な仕様についてどの程度打ち合わせをしているのか」という質疑があり、「今回建て替えをしようとする庁舎は昭和40年に建築されたもので、老朽化しており耐震化が必要です。町の敷地を効率的に活用し町民が利用しやすい建物にするのはもちろん、耐震化も含め、あらゆる角度から検討し設計をするよう指示をしてあります」という答弁がありました。

関連して、「津波が町を襲った際には、特に庁舎の1階部分の浸水が予測されます。庁舎の設計時にはこうしたことも見込んでいるのか」という質疑があり、「今の段階は、まだ具体的な設計は協議中であり、議会には内容がまとまり次第報告してまいります」という答弁がありました。

このほか、そのほかの協議事項では、松茂町の住民情報のバックデータ保管場所について質問がありました。「町が保管している住民情報データ等の情報については、滋賀県にある民間施設に、町民の戸籍副本データについては北海道にある国の施設に保管します」という答弁がありました。なお、「情報セキュリティの観点から保管場所は非公開とされています」との報告を受けました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【新保 勲君】 ただいま森谷総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、議案第2号、及び議案第19号（所管分）の以上議案3件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第8号から議案第19号まで、議案第22号及び議案第23号、議案第28号から議案第31号までの議案18件でございました。去る3月15日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第8号、松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、松茂町道の構造の技術的基準を定める条例、議案第10号、松茂町道に設ける道路標識の寸法を定める条例、議案第11号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例、議案第12号、松茂町営住宅等の整備基準を定める条例、議案第13号、松茂町都市下水路の設置及び管理に関する条例、議案第14号、松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第17号、松茂町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、関連性がありますので、一括議題として審議をいたしました。議案書の132ページからと参考資料の6ページからをご覧ください。

今回の条例制定及び改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、各法律の改正に伴い条例委任されたものにつきまして、各課で関係する条例を定めるものであります。

議案第8号、松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、今回の法律の施行により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、技術管理者の資格に関する基準が条例委任され、その基準については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌するように定められていることから、同様の資格基準として技術管理者の資格として条例第11条を追加しようとするものです。

議案第9号、松茂町道の構造の技術的基準を定める条例については、道路法第30条第3項の規定を受け、国の道路構造令を参酌し、松茂町道の構造の技術的基準を定めるものです。具体的には、道路の規格、車線の幅員、路肩の幅員、歩道の規格などを規定する

ものです。

議案第10号、松茂町道に設ける道路標識の寸法を定める条例については、道路法第45条第3項の規定を受け、国の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌し、松茂町道に設ける道路標識の寸法を定めるものです。具体的には、案内標識及び警戒標識の寸法、その中の文字の大きさなどを規定するものです。

議案第11号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例については、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定を受け、国が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、特定道路の歩道等の構造を定めるものです。具体的には、特定道路の歩道の勾配、歩道と車道との分離の基準などを定めるものです。また、同法第13条第1項の規定を受け、国が定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌し、都市公園内の園路、便所などの特定公園施設の設置に関する基準を定めるものです。

議案第12号、松茂町営住宅等の整備基準を定める条例については、公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定を受け、国が定める公営住宅等整備基準を参酌し、松茂町営住宅の整備基準を定めるものです。具体的には、床面積の基準、集会所や広場の規定について定めるものです。

議案第13号、松茂町都市下水路の設置及び管理に関する条例については、下水道法第28条第2項の規定を受け、下水道法施行令を参酌し、都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定めるものです。具体的には、排水施設の構造、維持管理の基準などを定めるものです。

議案第14号、松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、都市公園法第3条第1項及び第4条第1項の規定を受け、都市公園法施行令を参酌し、都市公園の設置及び規模に関する技術的基準、並びに都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を定めるものです。

議案第15号、松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、公営住宅法第23条第2項の規定を受け、公営住宅法施行令を参酌し、入居者の収入基準等を定めるものです。

議案第16号、松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法第7条第2項の規定を受け、公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌し、松茂町公共下水道条例に公共下水道の構造の基準について新たに定めるものです。

議案第17号、松茂町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、水道事業における技術関連業務を大別すると施設整備と施設管理の2つに分けられます。水道法は、この両業務についてそれぞれに資格を有する管理監督者の配置を義務づけております。1つは、水道施設の工事を監督する布設工事監督で、水道法第12条、もうひとつは、水道施設の維持管理業務を統括する水道技術管理者で水道法第19条で定めております。従来、水道法施行令等で定められておりましたこれらの配置や資格基準を今回条例で新たに定めることになったものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「今回のこれらの条例が施行されるとこれまでと何か変更されるものはあるのか」という質疑があり、「今回の条例の制定及び一部改正については、国の基準のとおりであるので従前と変わりはありません」という答弁がありました。

次に、議案第18号、町道路線の認定について、については、議案書の165ページと参考資料の16ページから18ページをご覧ください。

このたびの町道路線の認定については、開発行為に伴う道路を新たに5路線認定するものであります。

「町道に認定する際にはどのような調査をしているのか」という質疑があり、「開発区域の道路は工事が完了した時点で県と松茂町が現地の検査を行い、相手先からの説明を受け、検査に合格すると竣工となります。竣工後においては、開発区域で2分の1以上の入居者があった時点で道路の寄附をいただいております。なお、道路や側溝の傷みがあるなど何らかの不都合がある場合は修復をしてもらい、ない場合はそのままの状態ですら寄附してもらいます」という答弁がありました。

次に、議案第19号、議案第22号及び議案第23号の各会計の補正予算、並びに、議案第28号から議案第31号までの各特別会計の当初予算につきましては、議員各位において予算書を精査していただいていることと存じますので、予算の内容は省略させていただき、質疑・答弁の主なものについてのみご報告させていただきます。

まず、議案第19号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）については、次のような質疑がございました。

「し尿処理場でのし尿処理の量は下水道の整備等の進捗に伴い減ってきていると思うが、し尿処理をするために使用している薬品等はどのような方法で購入しているのか」という質疑があり、「時勢価格であるため、年度により価格は若干ばらつきはあるものの、入札

を適正に行って購入しています」という答弁がありました。

次に、議案第22号、平成24年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）については、質疑はございませんでした。

次に、議案第23号、平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）については、次のような質疑がございました。

「消費税還付金の還付の仕組みはどうなっているのか」という質疑があり、「事業会計などの収益の発生する特別会計では、歳出で支払った消費税が歳入で入ってきた消費税よりも多い場合に、その消費税の差し引きをすることによって消費税の還付が発生します」という答弁がありました。

次に、議案第28号、平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計予算については、質疑・意見はございませんでした。

次に、議案第29号、平成25年度松茂町農業集落排水特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「農業集落排水の接続率は近年上がっていない状況が続いている。接続率を高めるための方針や目標を立てているのか」という質疑があり、「水環境について町民の皆様に理解を求めるのが接続率向上の原点だと考えています。未接続の方には粘り強く接続依頼をしていきます」という答弁がありました。

次に、議案第30号、平成25年度松茂町公共下水道特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「流域下水道維持管理負担金がかかなりの額に上っています。公共下水道への接続率を今後、より一層高めるなど財政が圧迫されないよう事業の生産性を高めてもらいたいけどどう対処していくのか」という質疑があり、「歳入の増加が図られるよう接続率を高める努力を今後も続けてまいります」という答弁がありました。

次に、議案第31号、平成25年度松茂町水道特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「加賀須野橋架替工事負担金の支出については、算出根拠を教えてください」という質疑があり、「加賀須野橋のかけ替えに伴い新たな水道管を設置することから、既設水道管の資産減耗相当額を県に支払うものです」という答弁がありました。

続いて、「水道料金の値上げはいつごろ実施されるのですか」という質疑があり、「これまでに水道料金等審議会でも適正な水道料金を検討し答申はいただいておりますが、まだ料

金の決定までには至っておりません。今後は議会とともに協議を重ね、適正な水道料金を決定してまいります」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同をくださいますようによりしくお願いをいたします。

○議長【新保 勲君】 ただいま一森敬司産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第8号から議案第19号（所管分）まで、議案第22号及び議案第23号、議案第28号から議案第31号まで、以上議案18件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

春藤教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【春藤康雄君】 三寒四温の春本番を迎える今日でございますが、何かとお忙しい卒業式並びに、また入学式、その上に人事異動等の時期であわただしい今日でございます。議長の許可が出ましたので、教育民生常任委員会のご報告をさせていただきます。

平成25年第1回定例会におきまして当委員会に付託をされました案件は、議案第3号から議案第7号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第25号から議案第27号までの議案11件でございました。去る3月14日に当委員会を開催し慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案のとおり可決をいたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げさせていただきます。

まず、議案第3号について、松茂町新型インフルエンザ等対策本部条例については、議案書の4ページでございます。

この条例は、平成21年に発生した新型インフルエンザの経緯を踏まえて、新型インフ

ルエンザ等の対策の実効性を確保するため、法的設備の必要性から、新型インフルエンザ等対策措置法が平成25年5月11日に公布をされております。これにより、新型インフルエンザ等の発生時には、国の基本方針に基づいて、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された際の措置として、市町村では、県の対策本部の設置にあわせて市町村の対策本部を設置することになります。また、新型インフルエンザ等対策本部の設置では、その事務並びに組織等について新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた規定や準用により執行されますが、これらの規定以外に必要な事項については町の条例で定めるため、松茂町新型インフルエンザ等対策本部に関する必要な事項をこのたびの条例で定めるものでございます。

この件に関しましては、次のようなご質問がありました。

「新型インフルエンザ等とはどのようなものを言うのか」という質疑がございました。「厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表したものを言い、公表した時点で新型インフルエンザとして扱われ、法に即した施策がとられることとなります」というご答弁がございました。

続きまして、「この条例には、本部長を置くということになっているが、町長が務めるのか」という質疑がございました。「新型インフルエンザ等対策措置法において、本部長は町長が当たるよう規定をされております」というご答弁がございました。

次に、議案第4号、板野郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更につきましては、議案書の6ページにございます。参考資料の5ページをご覧くださいと思います。

板野郡障害程度区分認定審査会共同設置規約は、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障害者の方が障害福祉サービスのうち居宅介護、行動援護、生活介護など介護給付を受けるとする場合に、国の定めるところにより障害者の心身の状態を総合的にあわす障害程度区分により支給することになっております。支給の決定には、市町村認定審査会の判定の結果を参考に、町長が決定することになっています。平成18年6月議会におきまして、障害程度区分認定に係る審査業務を板野郡5町で共同で行うため、板野郡障害程度区分認定審査会共同設置規約が議決されております。この事務所は藍住町に置かれております。このたびの障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改正されたため、この規約の一部を改正するものでございます。主な法律の改正内容としまして、平成25年4月1日施行分は、法

律の題名変更、並びに、障害者の範囲に難病の方を加えること、平成26年4月1日施行分からは、障害程度区分について支援の度合いを総合的に示す障害支援区分が創設されるものでございます。

この件に関しまして、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第5号、松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例、議案第6号、松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第7号、松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、関連性がありますので、一括議題といたしまして審議をいたしました。

議案第5号、議案第6号、及び議案第7号については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでは厚生労働省で規定しておりました地域密着型サービス並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等をこのたび条例で制定することになったものであります。議案書の7ページから131ページまでが条例制定するものでございます。

この件に関しましては、次のような質疑がございました。

「この条例に該当する施設は、松茂町は何カ所あるのか」という質疑があり、「地域密着型介護老人福祉施設というのは、定員が29名以下の特別養護老人ホームで、入浴、排泄、食事などの介護や簡単な機能訓練を受けられる施設でございます。近隣市町村にはなく徳島県では那賀町に1施設があります」というご答弁がございました。

次に、議案第19号から議案第21号までの各会計の補正予算、並びに、議案第25号から議案第27号までの各特別会計の当初予算につきましては、議員各位において予算書を精査いただいていることと存じますので、予算の内容は説明を省略させていただきたいと。また、質疑・答弁の主なものについてのみご報告をさせていただきます。

まず、議案第19号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）につきまして、次のような質疑がございました。

「たこ公園にはたくさんの木が植えられているが、近隣住宅からは落ち葉等々の苦情が出ていると聞いております。実情を説明してもらいたい」という質疑がございました。

「落ち葉等の苦情には、個別に相談をしております。家屋に隣接している木は伐採予定と

しております」というご答弁がございました。

関連いたしまして、「たこ公園内で松茂町少年駅伝大会が開催されているが、走路に木の根っこが出ている状況がありました。けがの原因になるが、どのような対策を考えているのか」というご質疑がございました。「木を伐採することで、けがの発生を防止し、安心して利用できる公園になるように管理をまいります」というご答弁がございました。

次に、議案第20号、平成24年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、次のようなご質疑がございました。

「国民健康保険制度には海外療養費があるが、大阪において中国人が虚偽の書類を作成し保険料をだましとった事件が発生しております。松茂町には中国人による請求が過去にあったのか伺いたい」という質疑がございました。「三、四年前に日本人からこの制度を利用した申請が1件ありましたが、外国人からの請求はございません」というご答弁がありました。

次に、議案第21号、平成24年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第25号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計予算については、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第26号、平成25年度松茂町介護保険特別会計予算につきましては、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第27号、平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算については、次のようなご質問がありました。

「コンピュータソフトの購入については金額が高額なのですが、県内のすべての市町村がこのソフトを購入するための予算計上をしているのですか。また保険料を圧迫する一要因にならないのか」というご質疑がございました。「徳島県後期高齢者医療広域連合に加入している県下24市町村が、このコンピュータソフト代を予算計上して事業の遂行に当たっています。国からの財政的な支援をどう引き出すかが今後の課題だと考えています」というご答弁がありました。

「後期高齢者は75歳以上であるが、その所得の種類と保険料の軽減割合、免除制度について聞きたい。また、低所得者の生活が安定するように一般財源を繰り入れることは検討していないのか」という質疑があり「被保険者は高齢であるため年金所得が主であ

り、53.6%の方が軽減率の適用を受けています。この保険には免除制度はありません。また、一般財源からの繰り入れについては、当制度が24市町村で運営され県下一律の金額の保険料となっていることから、他の市町村の意向も重要だと認識しております」というご答弁がございました。

以上で、当委員会に付託をされました案件につきまして、私の報告は終わらせていただきますが、各議員さんに対しまして、この委員会の決定によろしくご賛同いただきますようお願いをして報告を終わらせていただきます。

○議長【新保 勲君】 ただいま春藤教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。教育民生常任委員会に付託いたしました議案第3号から議案第7号まで、議案第19号（所管分）から議案第21号まで、議案第25号から議案第27号まで、以上、議案11件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 以上で、各常任委員長の報告はすべて終了いたしました。

なお、予算特別委員会に付託いたしました議案第24号「平成25年度一般会計予算」については、原案可決であります。

議員全員により審議いたしましたので、質疑及び審査報告の委員長報告を省略いたします。

これから討論に入ります。

議案第1号「松茂町課設置条例の一部を改正する条例」から、議案第31号までの議案31件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 これから採決いたします。

議案第1号「松茂町課設置条例の一部を改正する条例」から、議案第31号「平成25年度松茂町水道特別会計予算」までを一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【新保 勲君】 ありがとうございます。起立多数。

よって、議案第1号「松茂町課設置条例の一部を改正する条例」から、議案第31号「平成25年度松茂町水道特別会計予算」までの議案31件は、原案のとおり可決されました。

○議長【新保 勲君】 続きまして、日程第32、発議第1号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この発議については、3月7日の開会日に議会運営委員会委員長外5名の賛成者から発議として提出していただき、藤枝議会運営委員長から説明をいただいておりますので、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【新保 勲君】 これから採決いたします。

なお、採決は起立採決といたします。

発議第1号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」について可決することに賛

成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【新保 勲君】 ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長【新保 勲君】 続きます。日程第33、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。

お手元にお配りしてありますが、総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【新保 勲君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【新保 勲君】 以上で、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成25年松茂町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【新保 勲君】 異議なしと認めます。

以上で平成25年松茂町議会第1回定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 新 保 勲

署名議員 一 森 康 雄

署名議員 吉 崎 民 二